

豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る

損失補助実施要綱

平成 26 年 10 月 1 日付 26 中事業第 327 号
(改正) 平成 28 年 4 月 1 日付 27 中事業第 907 号
(改正) 平成 28 年 12 月 1 日付 28 中事業第 757 号

(目的)

第 1 条 本要綱は、「豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資要綱（平成 26 年 10 月 1 日 26 中事業第 314 号。以下「融資要綱」という。）に基づく仲卸・関連事業者融資事業（以下「本融資事業」という。）の実施に当たり、仲卸業者及び関連事業者（以下これらを総称して「借受者」という。）に対して行なった融資について借受者の債務不履行により、取扱金融機関（以下「補助事業者」という。）が被った損失に対して、東京都（以下「都」という。）が補助等を行うことにより、借受者の資金需要に対する補助事業者による適切かつ円滑な融資を促進し、もって豊洲市場への円滑な移転を図ることを目的とする。

(適用法規及び定義等)

第 2 条 損失補助金の交付については、本要綱の規定による他、融資要綱、豊洲移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る信用保証に要する信用保証料補助金交付要綱（平成 26 年 10 月 1 日付 26 中事業第 323 号。以下「信用保証料補助金交付要綱」という。）及び「東京都補助金等交付規則」（昭和 37 年東京都規則第 141 号）の定めるところによる。なお、本要綱において用いる用語の定義は、本要綱に別段の定めがあるときを除き、東京都中央卸売市場条例（昭和 46 年 12 月 1 日条例第 144 号。以下「条例」という。）及び融資要綱の定義によるものとする。

(損失補助金交付の対象)

第 3 条 損失補助の対象とするのは、補助事業者が融資要綱に基づき借受者に対して融資した債権（以下「融資債権」という。）について借受者の債務不履行により生じた損失のうち、次の各号のいずれかに該当することにより確定したものとする。

- (1) 借受者の破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続（以下これらを総称して「法的整理手続」という。）の開始により、回収不能と認められる額

- (2) 借受者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行、解散、事業閉鎖等により、回収不能と認められる額
- (3) 借受者の事業再生の見込みがなくなる等により、回収不能と認められる額
- 2 前項の回収不能とは、借受者の資産の状況及び支払能力等から、当該融資債権について回収が見込めないことをいう。
- 3 損失補助の対象となる期間は、補助事業者が融資を実行した日から21年を経過した日の属する会計年度の末日（以下「補助対象期限」という。）までとする。

(損失補助の範囲)

- 第4条 損失補助額は、第7条第1項に基づく交付申請時における融資債権の元本残高及び当該融資債権の不履行により既に保証機関が負担した元本額とを合算した額に10分の8（移転延期に伴う特別融資特例及び環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例の場合には10分の9）を乗じた額に、当該元本残高に係る未収の延滞利息（保証機関が負担した額を含む。）に10分の8（移転延期に伴う特別融資特例及び環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例の場合には10分の9）を乗じた額を合算した額（以下「損失補助基礎額」という。）から、当該融資債権の回収により取得した回収額（訴訟費用、火災保険、登記費用等の費用を除く。）に係る回収納付金を差し引いた額とする。
- 2 民事再生手続又は会社更生手続における再生計画又は更生計画により損失が確定し、融資債権の一部について回収不能となった場合の損失補助額は、前項に規定する損失補助基礎額に、当該再生計画又は更生計画により回収不能となる割合を乗じた額から、前項に規定する回収額を差し引いた額とする。
 - 3 前項により損失補助を受けた後の残債権について、補助対象期限までに再び第3条第1項各号の事由による損失が生じた場合は、当該損失に関しても損失補助の対象とする。この場合における損失補助額は、第7条第1項に基づく交付申請時における残債権の残高（保証機関による代位弁済時に当該代位弁済に係る補助事業者の実負担分がある場合は当該実負担分のうち残債権に係る実負担分を加えた額とする。）に9分の8を乗じた額から、第1項に規定する回収額を差し引いた額とする。
 - 4 第1項に規定する未収の延滞利息の利率は、貸付利率と同率とし、延滞利息発生日から交付申請日までのうち150日分を限度とする。ただし、期限の利益喪失後の延滞利息については、60日以内で、かつ、損失補助の交付申請日までの日数を上限とする。

(損失補助を受ける資格)

- 第5条 補助事業者は、損失補助の交付申請にあたり、次の各号に掲げる事由をいずれも満たさなければならない。
- (1) 本要綱、信用保証料補助金交付要綱又は融資要綱に違反（融資要綱に定める融資条件に合致していないことが判明した場合を含む。）したと認められる事実がない

こと（ただし、軽微な違反であって是正した場合もこれに含む。）

- (2) 故意又は過失により融資債権の保全又は回収を怠ったため、借受者より弁済を受けることができなかつたと認められる事実がないこと
- (3) 借受者が、融資債権に係る補助事業者との金銭消費貸借契約において、その契約の不存在、無効又は取消しを主張した場合において、補助事業者がその契約の存在及び有効性を立証できること、又は裁判で借受者の主張が認められなかつたこと
- (4) 融資債権をもって、当該借受者に対して補助事業者が有するその他の債権に充当していないこと
- (5) 借受者に対して、融資債権以外に債権を有する場合において、当該融資債権と当該別債権とをあわせてオフバランス化の処理をしていること。ただし、当該別債権に係る担保の処分が困難であるか又は当該担保を処分しても当該別債権の残高に満たないなどにより当該融資債権への充当がないことが明らかである場合はこの限りではない。

(融資債権処理予定の届出)

第6条 補助事業者は、融資債権について、その保全のために適切な措置を講じたにもかかわらず回収不能となつたために当該融資債権を処理しようとするときは、あらかじめ知事に対し融資債権処理予定届出書（第1号様式）を提出するものとする。ただし、当該届出書の受理をもって、第8条に定める損失補助の交付の決定を約するものではない。

(損失補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、前条により届け出た融資債権に係る損失補助金の交付を申請しようするときは、あらかじめ対象債権及び借受者の状況報告書（第2号様式）を提出し、都職員による事前調査が終了した後、必要な資料を添付した損失補助金交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(損失補助金の交付決定等)

第8条 知事は、前条の規定による損失補助金の交付の申請があつた場合は、事前調査及び専門的知識を有する者による審査により、融資債権の保全措置が適切に講じられており、かつ当該融資債権の処理が本要綱の規定に照らし適当であると認めるときは、損失補助金の交付の決定を行い、損失補助金交付決定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項に定める審査は定期に実施するものとし、その運営に関する事項は別に定める。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、前条第1項の規定による損失補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に異議があるときは、損失補助金交付決定通知書受領後14日以内に、書面により申請の撤回をすることができる。

(損失補助金の請求)

第10条 補助事業者は、第8条第1項による損失補助金交付決定通知書の受領後、損失補助金の交付の対象である融資債権について第5条第5号の処理を行うことにより、知事に対して損失補助金の請求をすることができる。

2 補助事業者は、前項に基づき損失補助金を請求しようとするときは、融資債権処理報告書兼損失補助金請求書(第5号様式)(以下「報告書等」という。)を知事に提出しなければならない。

(損失補助金の交付)

第11条 知事は、前条第2項の報告書等を受領した場合において、当該報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が補助金の交付決定及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、補助事業者に損失補助金確定通知書(第6号様式)をもって通知するとともに、当該損失補助金を交付するものとする。

(損失補助金の交付の特例)

第12条 補助事業者は、第8条第1項の損失補助金の交付決定を受けた融資債権の処理を実施するために損失補助金の概算払いが必要な理由がある場合は、損失補助金概算払請求書(第7号様式)に理由を明記し、損失補助金の概算払いを請求することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により損失補助金の概算払いを受けたときは、速やかに当該損失補助金に係る融資債権を処理し、その内容を融資債権処理報告書兼損失補助金執行状況報告書(第8号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項による報告書を受領した場合において、当該報告内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が損失補助金の交付決定及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、補助事業者に確定通知書(第9号様式)をもって通知するものとする。この場合において、その額を超える損失補助金が交付されているときは、期限を定めて精算(精算とは、概算による交付決定額と確定額の差額を都へ納付することをいう。)するものとする。

(損失補助金の交付時期)

第13条 第11条に基づき都が損失補助金の交付をする時期は、補助事業者から第7条に定める損失補助金交付申請書(第3号様式)の提出を受けた日の属する都の同一会

計年度内とする。

(情報提供・報告等)

第14条 補助事業者は、本要綱及び融資要綱その他の規定に基づき、本融資制度に係る業務の範囲内で都が必要とする情報の提供及び業務に関する報告をするものとする。

(補助事業等の経理等)

第15条 補助事業者は、損失補助金の交付を受けた融資債権に係る収入、支出、処分その他の関係書類を整理保管し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する都の会計年度の終了後10年間保存しなければならない。また、知事が調査、報告を求めたときは、これに従うものとする。

(交付決定内容の変更等)

第16条 補助事業者は、補助事業の内容を変更し、又は中止若しくは廃止しようとするときは、変更等に係る承認申請書(第10号様式)により、あらかじめ知事の承認書(第11号様式)を受けなければならない。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、損失補助金の額の確定の有無にかかわらず、当該損失補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により損失補助金の交付を受けたとき
- (2) 損失補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件、その他法令に違反したとき
- (3) 損失補助金の交付決定後において、第5条各号に違反する事実が判明したとき

(損失補助金の返還等)

第18条 知事は、前条の規定により損失補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、その全部若しくは一部を支払わず、又はすでに支払ったものの全部若しくは一部について返還を命じることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 知事が、第17条の規定により、損失補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、前条の規定により損失補助金の返還を命じたときは、補助事業者に対し、当該命令に係る損失補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該損失補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(ただし、100円未満の場合を除

く。)の納付を命じることができる。

- 2 前項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた損失補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた損失補助金の額に充てるものとする。
- 3 知事が、補助事業者に対し、損失補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを期日までに納付しなかったときは、補助事業者に対し、期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(ただし、100円未満の場合を除く。)の納付を命じることができる。
- 4 前項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた損失補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定に定める年当たりの割合は、1年を365日として計算する。

(その他)

第20条 本要綱に定めるもののほか、本融資事業に係る融資債権の譲渡に関し、必要な事項は、移転支援担当部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本要綱は、平成26年10月1日から施行する。
(平成26年10月1日付26中事業第327号)
本要項は、平成28年4月1日から施行する。
(平成28年4月1日付27中事業第907号)
本要綱は、平成28年12月1日から施行する。
(平成28年12月1日付28中事業第757号)
- 2 融資要綱に基づき実行された融資について、本要綱の施行日以降に損失が発生した場合における当該融資に係る損失補助の処理に関しては、本要綱を適用する。